

1 避難確保計画

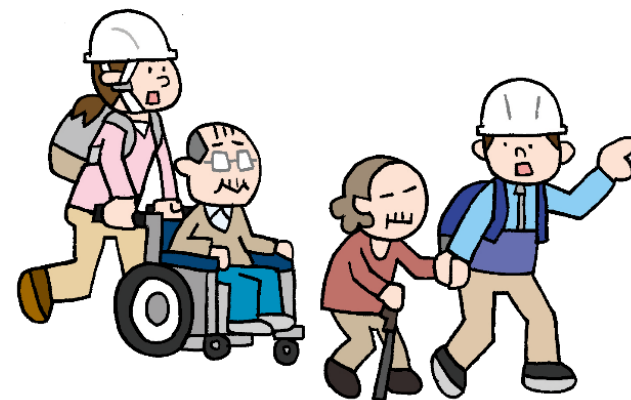
1 避難確保計画とは

- 水防法等の改正（平成29年6月施行）に伴い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、避難確保計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に基づく訓練の実施並びに市町村への報告が義務付けられています。
- 各対象施設の所有者又は管理者の皆様におかれましては、施設利用者の避難の確保を確実なものとするため、計画の作成と訓練の実施、本市への報告を行っていただきますようお願いいたします。

2 計画の策定内容

- 避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項を定めた計画です。

- ・ 防災体制
- ・ 避難誘導
- ・ 施設の整備
- ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を設置した場合）
- ・ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置



1 避難確保計画

3 計画の作成

- 各施設の立地条件、周辺状況、利用者の特性や職員体制に応じた計画を作成してください。
- また、計画を作成・変更したときは、遅滞なく、当該計画を市長村長へ報告する必要がありますので、計画と共に、以下の書類を本市に提出してください。

- ・要配慮者利用施設 避難確保計画作成（変更）報告書
- ・避難確保計画チェックリスト
- ・避難確保計画 計画書

⇒ **いずれも 1 部（押印不要）御準備いただき、御提出ください。**

※ 既に御提出いただいている場合は、再度提出いただく必要はありません。

- なお、本市ホームページ（京都市情報館）に、計画作成に必要な事項をまとめたひな型等を掲載しておりますので、御活用ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000308169.html>

- また、国土交通省のホームページに避難確保計画を作成・活用される際の手引きや、計画の作成・確認のポイントを示した動画等が掲載されておりますので、参考に御活用ください。

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

1 避難確保計画

4 訓練の実施

- 作成した計画に基づき、「避難誘導」や「情報収集・伝達」等の訓練を実施してください。
- 訓練の実施頻度は、職員や利用者の方々の出入り等を考慮し、1年に1回以上の実施を標準としてください。

5 訓練の報告

- 訓練実施後、概ね1か月以内を目安に、「避難訓練実施結果報告書」を1部御準備（押印不要）いただき、御提出ください。
訓練を複数回に分けて実施する場合は、最終回にまとめて提出することができます。
なお、「避難訓練実施結果報告書」の様式については、本市ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。
URL：<https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>
- また、これまでに各対象施設から御提出いただいた避難訓練実施報告において挙げられた主な課題について、以下の本市ホームページで掲載しておりますので、訓練を実施される際の参考に御活用ください。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000326194.html>



1 避難確保計画

6 提出先について

- 計画及び訓練の実施報告の提出先については、施設種別に応じて提出先が異なりますので、以下のホームページに掲載されている「提出先一覧」を御確認ください。

U R L : <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000199.html>



2 業務継続計画（BCP）

1 業務継続計画（BCP）について

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられました。令和6年3月末をもって経過措置期間が終了し、令和6年4月からは、義務付けが完全適用されています。
- また、令和6年度介護報酬改定においては、業務継続計画に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

2 計画作成及び訓練の実施について

- 社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。
- また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも有効です。
- 以下の厚生労働省のホームページにおいて、社会福祉施設・事業所における感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続ガイドライン、ひな型、研修動画等が掲載されておりますので、これらを参考としていただき、計画作成及び訓練の実施を行っていただきますようお願いします。

< 厚生労働省ホームページURL >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



2 業務継続計画（BCP）

3 「業務継続計画未策定減算」の算定条件等について

- 経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算の適用（経過措置が適用された一部サービスは令和7年4月1日から減算の適用）
- 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売については、減算の対象としない。

4 留意事項

- 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCPの策定等について、基準上の義務付けがありますので、ご注意ください。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

1 主な補助メニュー（介護ケア推進課 施設支援・指定担当所管分）

京都市社会福祉施設勧奨補助金

広域型特養等の整備に係る補助金

京都市地域密着型施設整備補助金

地域密着型特養などの地域密着型サービス事業所・施設の整備に係る補助金

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金

- ・ 介護福祉施設開設に当たって必要となる経費への補助
- ・ 介護福祉施設整備の用地確保のための定期借地権設定に係る一時金への補助
- ・ 介護福祉施設における大規模修繕の際にあわせて実施する介護ロボット・ICTの導入に係る経費の補助

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

介護施設等を1施設開設することを条件に、既存の広域型施設1施設の大規模修繕や耐震化を行う事業への補助

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

1 主な補助メニュー（介護ケア推進課 施設支援・指定担当所管分）

京都市先進的事業施設整備費補助金

- ・ 既存特養のユニット化等の改修に係る経費への補助
- ・ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等に係る経費への補助
- ・ 高齢者施設等の非常用自家発電設備に係る補助
- ・ 介護保険施設での看取り環境等の整備に係る補助
- ・ 共生型サービス事業所の整備に係る補助
- ・ 介護職員の宿舍施設整備に係る補助

～注意事項～

補助対象経費、補助対象施設、補助基準額、補助率など、補助メニューによって異なります。
各補助の内容をご確認ください。

（参考ホームページ）

【京都市情報館】補助金（高齢者施設の整備に関するもの）

※ 詳細は、後掲。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

2 補助申請の主な流れ

①事前協議【申請者→本市】

まずは本市に対して事前協議を行ってください。

事前協議（各種の相談）は、随時受け付けていますが、原則、事業開始の前年度の7月までに相談があった案件が、翌年度予算措置の対象となります。

補助は、予算範囲内で実施されるため、事前相談いただいたとしても、予算措置されない場合があることを、あらかじめ、ご了承ください。

②内示【本市→申請者】

本市の予算措置後、本市から内示通知書を送付します。

内示通知時に、内示後の詳細な流れを記載した説明資料をお渡しします。

③入札・見積合わせの実施【申請者】

内示後に入札（見積合わせ）を実施してください。

補助金の支払いは、実績報告後、本市内にて、一定期間、審査期間が必要となります。契約先への支払い規定の設定時にはご注意ください。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

2 補助申請の主な流れ

④補助交付申請【申請者→本市】

工事の着手前に申請してください。

⑤補助交付決定【本市→申請者】（補助金交付通知書送付）前に事業着手した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

⑤補助交付決定【本市→申請者】

申請後、審査の上、補助金交付通知書を送付（交付決定）します。

⑥補助事業の実施【申請者】

実際の補助事業を実施します。

なお、原則として、交付決定のあった年度内に補助事業を完了してください。

⑦補助事業の完了、実績報告【申請者→本市】

補助事業の完了後、実績報告を行ってください。

実績報告の提出期限は、各種要綱をご確認ください。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

2 補助申請の主な流れ

⑧交付額確定通知【本市→申請者】

実績報告を審査後、本市から申請者に補助金交付額確定通知書を送付します。
補助金交付額確定通知書が届いたら、速やかに請求書を本市に送付してください。

⑨補助金の支払い【本市】

請求書が本市に到着後、おおむね2～3週間後に指定口座に補助金を振り込みます。

～注意事項～

- ✓ 事前協議は、事業開始の前年度の7月までに実施すること
- ✓ 入札は内示後に実施すること
- ✓ 事業着手は、交付決定後すること
- ✓ 各種補助の問い合わせや申請は、必ず、申請を検討する法人（施設）担当者様が行うこと

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者は、補助金で消費税及び地方消費税を支払った場合、その仕入控除額分を返還いただく場合があります。

そのため、補助事業実施年度の翌年度に、介護ケア推進課から消費税及び地方消費税における仕入れ税額控除について、照会文を郵送しております。

返還がない場合（返還額が0円の場合）も報告が必要ですので、必ず期限までに御報告ください。

報告書の提出後、京都市で納付書を発行します。納付書に記載された期日までに最寄りの金融機関の窓口等で返還額を納入してください。

～返還を要しない理由の例～

- 消費税の確定申告義務がない。
- 簡易課税方式による申告をしている。
- 公益法人等（社会福祉法人、特定非営利活動法人）であって、特定収入割合が5%を超えている。
- 個別対応方式で申告しており、補助対象経費に係る消費税を、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
- 補助対象経費が人件費等の非課税仕入れのみとなっている。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

4 財産処分

財産処分とは

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。

その場合、補助金の返還が生じる可能性がありますので、事前に本市に協議を行ってください。

～財産処分となることが想定される具体例～

- ・ 補助を受けて整備したショートステイを特養に転換する場合
- ・ 補助を受けて整備したショートステイを減床（廃止）する場合
- ・ 補助を受けて整備した認知症グループホームを別事業体へ転換する場合
- ・ 補助を受けて整備した（看護）小規模多機能を別場所へ移転する場合
- ・ 補助を受けてプライバシー改修を行ったショートステイ等の居室を特養等の居室など別事業の用途として利用する場合
- ・ 補助を受けて購入した30万円以上の機械や器具等を耐用年数が経過する前に処分する場合

（※） 掲載している具体例は一部であり、補助を受けて整備や効用の増加、器具や機械の購入を行ったものを廃止や処分等を行う予定がある場合には、事前に本市に協議を行ってください。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

4 財産処分

財産処分時の対応

本市から受けた整備補助等により取得し、又は効用の増加した財産について処分（財産処分）を行った場合には、補助金の返還が生じる可能性があります。

今一度、財産処分となるケースを把握いただき、そのような場合は事前に本市に相談いただきますよう、お願いいたします。

状況に応じて、補助金の返還等の条件を付されることがあります。

なお、案件によっては近畿厚生局及び京都府の承認を得る必要があるため、手続きに時間がかかる場合がございます。お早めにご相談くださいますよう、お願いいたします。

～注意事項～

- ✓ 財産処分をされる場合は、まずは財産処分をされる法人（施設）担当者様から、本市に対して、対象となる可能性のある補助メニュー及び財産処分の内容等について、報告いただく必要があります。
- ✓ 事前の本市への報告がなく、財産処分をされた場合、財産処分の状況等に関わらず、返還の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

3 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）

5 補助金（介護ケア推進課施設支援・指定担当所管分）の周知・ホームページ

各種補助金の申請方法等について、施設・事業所へのお知らせについては、ホームページに掲載して行っていますので、まずは、以下のページをご確認ください。

新たな補助制度の周知などもこのページで行いますので、よろしくお願いいたします。

**京都市情報館**
Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス

組織一覧

Google 提供

サイト内検索

トップページ

暮らしの情報

観光・文化・産業

子育て・教育

健康・福祉

まちづくり

市政情報

現在位置：[トップページ](#) ▶ [健康・福祉](#) ▶ [介護保険](#) ▶ [介護サービス事業者向けの情報](#) ▶
補助金（高齢者施設の整備に関するもの）

補助金（高齢者施設の整備に関するもの）

- ・[令和8年度における老人福祉施設・介護基盤の整備等補助について](#)（2025年5月13日）
- ・[★補助申請の流れ等（最初にこちらをご覧ください）](#)（2025年5月13日）
- ・[本市から受けた整備補助等に係る財産処分に関して](#)（2025年4月1日）
- ・[施設整備補助](#)（2025年1月10日）
- ・[開設準備経費補助](#)（2025年1月10日）
- ・[先進的事業補助](#)（2025年1月10日）
- ・[介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備補助](#)（2025年1月10日）
- ・[災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助](#)（2025年1月10日）
- ・[令和5年度実施補助事業に係る消費税の仕入控除税額について](#)（2024年7月9日）
- ・[財産処分](#)（2024年5月17日）
- ・[補助メニュー（一覧）](#)（2024年5月17日）
- ・[消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還](#)（2024年4月1日）

同じ階層にある他のカテゴリ

[介護サービス事業者向けの情報](#)

- ・[概要・お知らせ](#)
- ・[介護サービス事業者の指定等に関する届出（指定、指定更新、指定内容変更、加算）](#)
- ・[指定事業者に関する届出、取扱い等（事故報告、給付関連等）](#)
- ・[指定介護予防支援事業者の届出等](#)
- ・[介護保険サービス事業者に対する指導監査等](#)
- ・[要介護認定訪問調査業務関連](#)
- ・[Q & A（介護認定給付事務センター）](#)
- ・[介護報酬の算定に関する問](#)

～ホームページの検索～

【京都市情報館トップページ】

⇒ 【健康・福祉】

⇒ 【介護保険】

⇒ 【介護サービス事業者向けの情報】

⇒ 【補助金（高齢者施設の整備に関するもの）】

～URL～

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/43-6-15-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>